

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合  
水戸市平須町1番93

Tel 029-305-3075  
e-mail iba-kou@mito.ne.jp

## 安倍首相の突然の発表で全校一斉休校、全国で混乱拡大

### あまりに突然の安倍首相による休校発表

2月27日の夕方のテレビで、安倍首相は全国の小中学校、高校、特別支援学校の休校要請を発表しました。

県教委の担当者に聞いた話では、27日中に何らかの指示が来るだろうと深夜まで待っていたが、文科省から指示文書が届いたのは28日の朝だったそうです。

県教委の事務局は28日の午前中に、各学校への指示文書を完成させて、午前中に各学校に指示文書を流しました。各学校では、28日の昼休みなどに対応を協議し、生徒に指示を出しています。

28日付けの県教委から出された通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休校について」には、同名の文科省の通知文が添付されていて、公立学校の教職員の出勤等サービスに関する

ことの記述があります。ところが、県教委の通知文にはありません。しかし、時間を無視した安倍首相の休校要請に一番の原因があることで仕方がなかったとしか言いようがありません。

こうした中で、多くの県立高校は在校生抜きの卒業式を3月1日に実施し、全校が3月2日から学校休校に入っています。

### 安倍首相の突然の全国一斉休校発表の問題点

27日の記者会見で、安倍首相は一斉休校要請について「何よりも子どもたちの健康、安全を第一に考えた」と強調しましたが、土日を挟んだ3月2日からの休校を27日に要請することは時間的に無理がありました。

各学校での対応を検討する時間もないし、子どもたちに丁寧に説明することもできません。

また、子どもが学校を休むことで保護者である親の仕事はどうなるかが考慮されていません。

子どもが学校を休むことで、保護者である親が仕事を休まざるをえない場合、働く親の収入保障を一日8330円とするという対策が新聞発表されたのが3月3日でした。

茨城労連は、3日に茨城労働局（厚生労働省の地方組織）と春闘問題で懇談をしましたが、労働局の担当者も働く親の収入保障については厚生労働省のHPや新聞報道以上のことはよくわからないという話でした。

新聞報道では、安倍首相は専門会員の助言をもとに全校一斉休校を決めていない、自民党の政治家さえ知らない議員も多かった等の報道がありましたが、文科省や厚生労働省に事前に相談もせず決めたことが明らかに



なっています。

休校になることで、保護者である親の労働問題、地域の経済問題等に対する対応や金銭的補償を決めないまま、安倍首相の一存で学校一斉休校が決まってしまったことが一番の問題です。

### 在宅勤務の指示

県教委は、3月2日に各学校に対して「新型コロナウイルス感染症対策に伴う県立学校の臨時休業時における在宅勤務の実施について」を通知しました。

この通知は、2月28日の文科省通知を受けたもので、「学校運営に支障がない範囲内において、新型コロナウイルス感染症対策による特例措置として、在宅勤務を認めることといたしましたので、所属職員に周知願います」と指示しています。

在宅勤務の対象者は、①中学校就学前の子を養育している教職員、②新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者になった教職員、③その他、特に校長が認める教職員となっています。

③の「その他」は、各教職員にはいろいろな多様な事情があって、一つ一つ文章に出来ないもので、教職員と校長が話し合っ決めて下さいということです。

学校によっては、自分の子どもが特別支援学校の高等部に通っている等の事情で在宅勤務になっ

ている教職員がいます。

また、開始・終了時間の報告は電話だけでなく、ショートメールやラインでもかまわないと県教委は言っています。

在宅勤務の目的である「コロナウイルス感染症対策」だけを考えて、在宅勤務を運用してほしいというのが県教委の基本的な考え方です。

### 改正特措法が成立

3月13日に、「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」が与野党の賛成多数で成立しました。施行日は3月14日です。

「改正特措法」では、全国的急速なまん延で、国民生活や経済に甚大な影響を及ぼすなどと判断すれば緊急事態を宣言できる、緊急事態宣言が発令された場合、知事は外出自粛などを要請できると規定されています。

緊急事態宣言発令では、学校や劇場、体育館、映画館など人の集まる施設の使用停止の要請・指示、音楽やスポーツイベントなどの開催制限の要請・指示、医薬品・食品などの売り渡しの要請・強制収容、医療施設のための土地や土地の強制試用なども可能となります。

学校一斉休校以上の混乱にならないように、日本国憲法に基づく国民の監視が欠かせません。

# 5年計画で、定数内講師をゼロにしたい

## 障害児学校部の交渉で

3月5日に、障害児学校部と県教委との交渉があり、交渉の中で県教委から「今後5年計画で、現在の定数内講師をゼロにしたい」という発言がありました。

臨時教員である常勤講師は、療休や産休などの代替である場合と本来は正規教員として採用しなければならないにもかかわらず常勤講師を配置している「定数内講師」に分類されます。

組合としては、以前から「定数内講師」が増加していることを問題にして、「定数内講師をなくせ」と要求してきました。

## 制度改善は、会計年度任用職員制度がきっかけ

県教委の話では、「ゼロ」という方針を持つようになったのは、2020年4月から「会計年度任用職員制度」が始まることを受けているということでした。

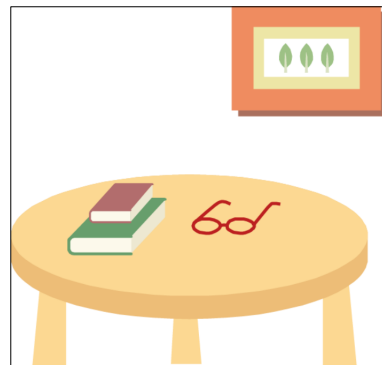
2020年4月（中小企業は2021年4月）から、改正「パート・有期雇用労働法」が施行されて、民間の職場では「同一労働同一賃金」が具体化されます。

「同一労働同一賃金」の公務員版が「会計年度任用職員制度」

になっています。

会計年度任用職員に変わること、ボーナスが出る、休暇制度が拡充するなどの改善が生まれます。もちろん、新制度での問題もあって、雇用の継続が難しいという面もあります。2年間は公募によらない雇用も可能となっていて3年間は、会計年度任用職員として同じ職場で働くことができますが、3年を過ぎると公募による選考を受けなければなりません。

県立高校や特別支援学校の場合、会計年度任用職員の対象は非常勤教員と非常勤嘱託職員だけです。常勤講師は会計年度任用職員ではありませんが、常勤講師の先生方は、2020年4月から公立学校共済の組合員に変更になります。



定年制の延長のもとで、正規の教員と常勤講師の待遇差をなくすためには、「定数内講師」をゼロにすることでしか、抜本的改善ができないということです。

## 採用試験に合格して正規教員に

しかし、定数内講師をなくすために、正規教員の採用を増やしていけば、当然のことながら現在の常勤講師の雇用継続は難しくなります。交渉の中では、「常勤講師の先生方に採用試験を受験してもらって、採用試験に合格してもらえない」という話になりました。

県教委は、そのためにも採用試験の年齢制限を撤廃して、59才でも受験できるように改善したとして、今年は50代の講師経験者が合格しているということでした。

これに対して組合は、講師等経験者特別選考について、募集人数（採用枠）を大幅に増やすことと全ての教科・科目を対象に実施あること、試験の簡素化を要求しました。

今後、定年年齢の引き上げで65才まで正規職員として働けるようになることを考えれば、59才で採用試験に合格することの意義は高いと言えます。

## 臨教部「ぶっちゃけのつどい」

1/25（土）10:00~12:00、水戸市総合福祉会館にて、毎年恒例の臨時教職員部「ぶっちゃけの集い」を行いました。

ぶっちゃけの集いも回を積み重ね第16回となりました。今回は、9名の方にご参加いただき、「非常勤講師の定期試験に関わる業務」、「会計年度任用職員制度」、「任期付職員制度」についてや、組合活動のやりがいや葛藤、また、それぞれの職場状況について等、例年以上に（？）「ぶっちゃけた」トークを繰り広げていただきました。

参加者の皆様、貴重なご意見をありがとうございました！

「ぶっちゃけの集い」と「臨時教職員アンケート」は、臨教部の活動にとってのエンジン、レーダー、羅針盤です。

皆さんの「ぶっちゃけ」トークが要求実現の第一歩となりますので、皆様、是非「ぶっちゃけの集い」においでください。お待ちしております！！

## 東海第二原発の県民投票の署名5万筆を超える

東海第二原発の再稼働の是非を問う県民投票条例を求める署名が5万筆を超えたことを、市民

団体「いばらき原発県民投票の会」が3月3日に記者会見で発表しました。

新型コロナウイルスの感染拡大が街頭署名などの影を落としましたが、署名活動に取り組んだ多くの県民の努力が実を結びました。

署名活動は1月6日から3月6日の2ヶ月間取り組まれ、集約数は、県北が9940筆、県央が8438筆、鹿行が4151筆、県南が18613筆、県西が10402筆で、合計51544筆を集約しました。

地方自治法の規定では、直接請求には県内の有権者総数（約2百43万人）の2%（4万8千筆余）の署名が必要になりますが、必要筆数を超えています。

署名集約期間中に選挙があった11市町村は4月7日まで署名を集めることができますが、5月15日に市町村選挙管理委員会による署名簿審査を経て、直接請求できることが確定します。5月25日には知事への請求を行います。

6月に県議会に条例制定案を上程します。県議会条例案が可決されれば、県民投票の実施が確定します。

しかし、宮城県の女川原発の再稼働の是非を問う県民投票条例は、宮城県議会が否決しました。今後は、茨城県議会に対して、県民投票の実現を求める運動に取り組む必要があります。